

評価選別の理論と構造を考える⁽¹⁾

坂口 貴弘†

1. はじめに

現代の組織や個人は日々新しい記録を膨大に生み出しており、ほとんど使われなくなった古い記録を、将来において利用されるかもしれないから、という理由でそのまますべて永久保存することは難しい。そこで、重要な記録だけを選び出してアーカイブズとして長期的に保存し、それ以外は順次廃棄していくことが必要となる。これが記録の「評価選別」⁽²⁾のプロセスである。

アーカイブズ所蔵機関にとって、評価選別は以下の3つの理由からきわめて重要性の高い業務である。第1に、評価選別においてなされる判断はやり直しできない一回的なものであることが多い、という点である。いったん不要と判断した記録を、後にやはり必要であり保存すべきであったと考えたとしても、その記録を復元することはできない。第2に、現代の歴史を後の時代に伝える上で大きな意味をもつ、という点である。今は歴史資料として重要であると考えられていない記録も将来重要になるということは十分に考えられる。第3に、アーカイブズの本質に関わる課題である、という点である。文書館は何を残すべきなのか、そもそもアーカイブズとはいかなるものなのか、という議論と密接に結びつくことになる。

このように、評価選別はきわめて難しい判断を

迫られる行為であるため、それを支える理論と方法が強く求められているが、それらは大学アーカイブズのみならず、日本のアーカイブズ界全体においていまだ確立されていないといっても過言ではない。

一般に、ある主題に関する議論を展開するにあたっては、まずその議論が何を対象とし、何を解決しようとしているのか、議論の枠組みを設定することが必要であろう。また、理論史を検討する際には、それらの理論が何を意図して、どのようなアプローチで行われたものであるかを読み解くことが重要となる。そこで本稿では、評価選別論とはどのような問題を扱う領域であるのかを整理し、アーキビストは評価選別をめぐる諸理論とどう向き合っていくべきかを検討する。このような作業は、評価選別の個別的な事例を論じたり、大学アーカイブズに特化した議論を展開したりする際にも有益だと考える。

本稿ではまず、評価選別論にはどのような課題が存在するのか、その全体像を概観する。その上で、欧米諸国における評価選別理論の主要な系譜を分析し、それらが何を意図して唱えられたものであるのかを検討する。最後に、このような理論的展開から何を学ぶことができるのかについて考察を行う。

† 慶應義塾大学大学院

2. 評価選別論の構成について

評価選別という問題領域はさまざまな要素から構成されており、この課題を論じる際には、評価選別にはどのような要素が存在するのかを分析した上で、その中でどの点について、どのような視点から論じようとしているのか、を明確にすることが求められよう。というのも、日本の評価選別論においてこれまで取り上げられることの多かった「中間書庫」「選別基準」「(自治体)公文書の評価選別」等のキーワードは、いずれも評価選別論の全体の中の一部を表すものに過ぎず、その全体像が明示されることは少なかったと思われるからである。評価選別論の深化のためには、個別の要素の緻密な分析とともに、問題領域全体の包括的な把握が不可欠となってくるだろう。

本稿ではそのための一法として、いわゆる「5 W 1 H」を用いた把握を試みたい。いうまでもなく5 W 1 Hは、報知的記事を書いたり物事を計画的に進めたりする際に確認すべきとされる事項を示すものであるが、評価選別を検討する時にどのような点に答えを出していくべきなのか、必要な事項をもれなくチェックし、評価選別を計画的、体系的に進めようとする時の枠組みの一つとしても活用できると考える。ここではまず、評価選別論の構成要素を大きく総論と各論に分け、総論をさらに細分する際の枠組みとして5 W 1 Hを用いた。

2.1 総論

2.1.1 評価選別とは何か、評価選別は必要なのか

評価選別の「原論」にあたる。例えば、評価選別とは何か、評価選別はそもそも必要なのか、評価選別はすべきでないのではないのか、何をもちて評価選別の優劣を判断するのか、といった議論であり、思想・哲学の領域とも関連してくる本源的な考察である。

2.1.2 Who : 誰が評価選別するのか

評価選別の「主体」について。アーキビストが評価選別をすべきなのか、それとも記録作成者(原局)が評価選別すべきなのか、その両方か、その他にも評価選別に関与する人々が存在しているのではないのか、といった点を考える必要がある。

2.1.3 What : 何を評価選別するのか

評価選別の「対象」「客体」について。何を、の例として、ここでは以下の2つを挙げたい。第1に作成者の範囲の設定である。親機関以外から収集した記録を評価選別すべきか。例えば県立文書館の場合、県内の旧家である〇〇家から古文書を寄贈あるいは寄託された場合に、それも評価選別の対象とするのか、という問題がある。第2に時代的な範囲の設定である。何年前よりも以前の記録は全部残す、というような規定の仕方をするのか。例えば日本では、1945年以前に作成された記録で現在も保存されているものはごく少ないのですべて残す、としている場合がある。そういったことが妥当か、という問題である。

2.1.4 When : いつ評価選別するのか

評価選別を行う「時期」について。最も早い時期としては、文書管理システムを設計する段階から評価選別が行われる、という考え方がある。個々の文書を作成するより前の時点、それらの文書を作成、管理していくためのシステムを検討する段階で、評価選別のサブシステムを一体的に組み込むという手法である。一方で、評価選別の後に「再評価」が行われることがある。長期にわたって文書館で保存されてきた記録についても、後日になって再評価、再々評価が行われ、選別基準の改定等の理由により、やはり廃棄すべき、となることもある。その場合、評価選別は一回限りのものではない、終わりなきプロセスである、ということができる。

2.1.5 Where：どこで評価選別するのか

評価選別を行う「場所」「空間」についてである。文書を作成・收受したオフィスで行うのか、または文書館へいったん移してから、そこで評価選別するのか。あるいは、現用と非現用の間の半現用段階の文書を保存するレコードセンター（中間書庫）において評価選別を行うのか。ただし、これはあくまでも紙の記録を前提とした分け方であり、電子記録の場合は必ずしも一概にこうはいえない。つまり、情報システムのサーバー上の同じ場所に保存したままにしておいて、文書館がそれを評価選別し、管理する権限をもつようにする、といったシステムにすることもできるのである。物理的な移管ではなく、管理権限のみの移管によって評価選別を効率化できる点が、電子記録の特性の一つである。

2.1.6 Why：どのような理由に基づいて評価選別するのか

評価選別の「基準」についてである。こういった記録は保存する、あるいはこういった記録は廃棄する、といったことを典型的に定めた基準をどうつくるかが、おそらく評価選別論において最も議論されてきた問題だろう。だがここで強調したいのは、評価選別論は基準論だけではないという点である。これまで述べたように、誰が、何を、いつ、どこで評価選別するのかという問題も重要である。もちろん基準が不要というわけではないが、それにとどまらない、幅広い評価選別論が必要であるということである。

2.1.7 How：どのように評価選別するのか

評価選別の「方法論」である。例えば、評価選別を担当者個人の判断によってではなく、システムとして行えるような体制を構築していく際には、特に文書管理システムとの関係を明確にしておく必要が出てくる。また、評価選別をとりまく

様々な制度、法令、文書管理規程等との整合性を考えていく必要が当然ある。さらに、評価選別をどのようなプロセスで遂行するかが大きな問題であり、それについては後で述べる。

方法論に関連して、評価選別を支援する様々なツールについて、3つの例を挙げたい。第1に標本抽出法である。帳票のように、類似した記録が大量にある場合、例えば1,000枚の帳票綴りのうち、1枚目と101枚目、201枚目、といった形で10枚を抜き取って、それだけを保存する、といった方法である。第2に選別記録である。同じような記録が毎年度作成される場合、昨年度の記録について評価選別した結果とその判断の理由を記録しておく、次年度の同種の記録の評価選別をする際にも役立つ、というものである。第3に利用記録である。当該文書館ではどのような記録がどういった理由で利用されることが多かったかを記録し、それを評価選別にも反映させる、という賛否両論のある考え方である。

2.2 各論

2.2.1 組織別

政府、自治体、企業、大学などといった文書館を設置する主体の種類や、文書館が管理対象とする資料の性格によって、アーカイブズの特質も変化することが考えられるし、そのことは関係者の間では暗黙的に認識されてきた。しかし、「アーカイブズ」概念の普遍性を強調するためか、日本ではこの点は十分に検討されてこなかったといえる。普遍化と個別化の2つの方向性はともに必要なものであろう。また、一口に大学といっても、国立大学法人のアーカイブズと私立大学のそれとではその性格も収集すべき資料も異なった様相を呈する傾向があるようである。従って、それぞれにおいての評価選別論を深化させる必要が生じてくる。

2.2.2 メディア別

情報を記録したメディア別の評価選別論について、最も問題になるのは、電子記録の評価選別は必要か、というテーマであろう。いうまでもなく、紙の記録を電子化することによって、同じ情報を保存するのに必要な物理的スペースは相当に圧縮される。そもそも評価選別の議論が生まれた出発点は、膨大な記録を全部保存することはできないので、何とかその量を減らしたい、ということであった。したがって、電子記録については評価選別をする必要はないのではないかという意見もある。そういった点についての議論も今後重要性を増してくるだろう。

3. 諸外国における評価選別論の理論的展開

次に、欧米諸国における評価選別理論の主要な系譜を分析し、それらが何を意図して唱えられたものであるのかを、先行研究に学びつつ検討する。

マニトバ大学(カナダ)のテリー・クック(Terry Cook)は、誰がアーカイブズの価値を決めるべきか、という問題に関するこれまでのアーカイブズ学上の諸理論を整理し、3点に分類した⁽³⁾。それは「作成者」(creator)、「利用者」(user)、「社会全体」(society at large)である。この分類法に対応した形で、評価選別についての主要な議論の系譜は「証拠主義」「内容主義」「マクロ主義」の3類型に区分できると筆者は考える。

3.1 内容主義

3.1.1 記録のライフサイクル論

まず、内容主義の前提となる「記録のライフサイクル」論の基本的特徴を簡単に確認しておきたい。このモデルは、記録の作成から処分に至る記録の全「生涯」を生命体のようにとらえ、様々な段階や時期を通じて引き続くものとする。ライフサイクルを構成する各段階をどう区分するかについては様々な考え方があるが、ここでは最も一般

的な3段階説に基づいて説明したい⁽⁴⁾。

第1段階は記録が作成され、意思決定のプロセスにおいて作成部署などが頻繁に利用・参照する時期であり、「現用(current)記録」あるいは「活性(active)記録」と呼ばれる。この時期には記録は作成部署において保管される。記録が頻繁に利用されなくなった時点で、その記録を更に保存する必要があるかが検討され、必要がなければ廃棄、あれば第2段階へ移行することになる。

第2段階では記録は依然として価値を有するが、日常的な意思決定のために頻繁に参照されることはなく、オフィス外部の「レコード・センター」(中間書庫)で保存されることが多い。この段階における記録を「半現用(semi-current)記録」または「半活性(semi-active)記録」という。一定の期間を経ると記録の保存の必要性について再度の検討が行われ、第3段階に移行するかの決定がなされる。

第3段階に至るのは長期的(あるいは永久的・アーカイブズ的)価値をもつ記録であり、「非現用(non-current)記録」あるいは「非活性(non-active)記録」と称される。これはその組織が生み出した記録全体のうちのほんのわずかな割合である⁽⁵⁾。ここでは記録は文書館へ移管され、記録を保存するための特別な処置がなされる。

ライフサイクル論は、その各段階で誰が記録を管理するかについても枠組みを示している。現用段階では、記録作成者がその記録の管理に主たる責務を有する。ただしレコード・マネジャーが関与する可能性がある。半現用段階では、記録管理に中心的役割を果たすのはレコード・マネジャーである。最後に非現用段階において、アーカイブズの保存、記述、公開などを司るのはアーキビストということになる。

マイケル・ローパー(Michael Roper)によると、記録のライフサイクル論を初めて明示的に表現したのは1940年、アメリカ合衆国国立公文書

館のアーキビストだったフィリップ・C・ブルークス (Philip C. Brooks) であった⁽⁶⁾。この考え方がアメリカの記録管理とアーカイブズ管理における基本的原理の一つとして確立されていることは、同国の国立公文書館の現在の名称が「National Archives and Records Administration」(NARA) であることにも如実に示されている。現用記録と非現用記録の管理が同じ機関によってコントロールされている点に、ライフサイクルの概念が象徴されているともいえる。現在ではこの概念はアメリカのみならず世界的に広く浸透しており、記録管理及びアーカイブズ管理の基本原理の一つとして認識されている。

3.1.2 シェレンバーグの評価選別論

アメリカ国立公文書館の副館長を務めたセオドア・シェレンバーグ (Theodore R. Schellenberg) は、1956年の著作の中で、記録のもつ価値を表のように体系化している⁽⁷⁾。

なかでも彼は、「情報的価値」を判定するための指標として、以下の通り「希少性」「形態」「重要性」の3点を挙げている。

1) 希少性

情報の希少性：記録に含まれる情報が他にはないものであること

記録の希少性：記録のコピーが他にはないものであること

2) 形態

情報の形態：情報の集中度や密度、少量の記録に多くの情報が含まれていること

記録の物理形態：媒体・量・管理状態など、同内容の記録のいずれかを保存する場合

3) 重要性

誰にとって重要かを考えるために、利用者像をまず明確にする

利用者：組織体、研究者、ジニオロジスト (家系研究者)

アーキビストは記録作成者の組織・機能や利用者のニーズを常に知る必要がある

シェレンバーグのこの理論への評価は高く、アメリカのみならず世界各国で現在も広く用いられている。日本においても彼の評価選別論は早くから紹介され、海外の評価選別論といえばシェレン

[表] シェレンバーグにおける記録の価値⁽⁸⁾

一次的価値	記録作成目的本来の価値
業務価値	記録作成母体の日常業務執行上必要なもの
法務価値	記録作成母体の法的業務の履行及び法的権利の保護に必要なもの
財務価値	記録作成母体の財務上必要なもの
二次的価値	記録作成目的以外の利用価値
証拠的価値	記録作成母体である組織の機能や機構を明らかにするのに役立つ情報
基本政策記録	
業務遂行記録	
組織管理記録	
出版物及び広報記録	
情報的価値	記録作成の意図とは別に有用な情報を含むもの
個人に関する情報	
団体に関する情報	
場所（土地）に関する情報	
事項・事件に関する情報	

バーグのものを指す時代が長く続いた。その理由としては、評価選別にあたって最も議論を呼ぶ問題である記録の価値の判定について、わかりやすく包括的で、実用性の高い体系を提示した点が挙げられよう。しかし、彼のなしたとげた成果として更に重要なのは以下の2点である⁹⁾。

- 1) 一次的価値と二次的価値を分別することによって、アーキビストの専門領域を明示したこと

一次的価値の判定は記録作成者に、二次的価値の判定はアーキビストにそれぞれ割り当てるという考え方は、次項のジェンキンソンとは対照的なものであり、シェレンバーグによって初めて明示されたといえる。更にいえば、この分別は現用記録と非現用記録とを峻別する記録のライフサイクル論と表裏一体であり、ライフサイクル論は記録が一次的価値と二次的価値の2つの側面を有しているという前提の上に立脚しているともいえる。

- 2) 二次的価値を更に証拠的価値と情報的価値に分別することによって、記録の出所と内容をそれぞれ分析するための手法を提示したこと

一方で、シェレンバーグ理論への批判も多くのアーカイブズ論者たちからなされている。ブリテッシュ・コロンビア大学（カナダ）のルチアナ・デュランティ（Luciana Duranti）はライフサイクル論を擁護しつつも、この点に関しては後段で取り上げるジェンキンソンの考え方を支持して、シェレンバーグは証拠的価値という語は使っているがそこには記録の証拠性という概念はない、とする¹⁰⁾。記録の証拠性はその内容ではなく、作成の手续や様式、保存の方法によって保証されるものであるとの立場からである。また、情報的

価値という判定指標についても、主観的表現に過ぎると考える論者が多い。特に重要性については、重要な記録を判定するために重要性を指標とする、とは同義反復も甚だしいとされる。

テリー・クックは、シェレンバーグ理論の現代における問題点を以下のように指摘している。

シェレンバーグ派の「記録」と「アーカイブズ」の区分は、記録管理者とアーキビストの類似性や相互の関連性、そして記録とアーカイブズの類似性や相互の関連性を強調するのではなく、逆に差異性を強調することになった。この「区分のもたらした」遺産がコンピュータ化された世界のなかにおかれているアーキビストに戦略的な問題点をひきおこしている。というのは、電子記録を証拠として残すのであれば、アーキビストが「事前に」介入する必要があるからなのである¹¹⁾。

以上でみたように、記録とアーカイブズとを峻別する視点、及び「情報的価値」のような記録の内容を重視する視点によって、アメリカ型のアーカイブズ理論は特徴づけられる。しかしこれは、とりわけ電子記録が多くの割合を占めつつある現代にあっては、乗り越えられるべき旧式の考え方となった。電子記録の問題については後に述べる。

3.2 証拠主義

3.2.1 ジェンキンソンの評価選別論

イギリス国立公文書館の副館長を務めたヒラリー・ジェンキンソン卿（Sir Hilary Jenkinson）は、1922年に『A Manual of Archive Administration』¹²⁾を著した。これはアーカイブズ学の古典的名著としてよく知られているが、その中で述べられている彼の評価選別に対する考え方は、記録のうちの何を廃棄するかという判断は、自己の興味や関心に目を奪われたアーキビストや歴史家ではなく、

記録を作成した当事者が実務の必要性からのみ判断することがふさわしいというものであった。

ジェンキンソンによれば、記録は官僚組織の日常的な活動のために作成されるのであり、歴史への関心のために作られるのではない。また、記録は事業を遂行するための手段として作成されるものであり、作成されるときには後世の調査目的において派生するかもしれない興味や関心が意識されることはないのだという。

さらに、記録は目的ではなく、事業の副産物である。だからこそこうした記録は、事実を忠実に表し、真実以外の何ものをも語りえない不偏性（impartiality）をもつ。もし記録の歴史性が意識され、それを目的として記録が作成されるならば、不偏性は疑わしいものになる。そして記録が公的な情報のためだけに、公的な保管庫で作成される時にのみ、記録の真正性は維持されるというのである。

それでは、記録作成者の視点には偏りはないのであろうか。デュランティはジェンキンソンの考え方をこう要約する。

記録作成者は通常、彼ら自身の関心のゆえに偏りからは離れられない。記録の不偏性を保護するということは、記録作成者の偏見や特異性をあらわにする可能性を保護することに他ならない⁽¹³⁾。

ジェンキンソンは記録作成者の視点に偏りがあることを認めた上で、むしろそれゆえにこそ、作成者の特質が記録自体とともに保たれるという点を重視しているのである。

彼はアーキビストの本質的な役割を、記録の「不偏性」と「真正性」を保持したまま後世に伝えることであると規定した。いわば記録に「何も足さない」「何も引かない」忠実な保管庫の番人（custodian）としてのアーキビスト像である。

ジェンキンソンの考え方は、特にイギリスにおいては現在に至るまで大きな影響を与えている。一方で、その理論に対する批判も多い。まず、安藤正人による批判をみてみよう。

ジェンキンソンの記録評価選別論は、第一次大戦を契機とした「記録情報の爆発」という状況からアーキビストはいかに「逃れる」とかという消極的発想から出発している。したがって、アーキビストや歴史家による評価は偏りや不公平を免れ得ないという彼の主張も、記録評価の責務から「逃れる」ための口実にしか見えない⁽¹⁴⁾。

またジェラルド・ハム（Gerald F. Ham）は、ジェンキンソンの考え方をもとに行われているイギリスの評価選別実務を分析した結果、無原則で断片的な残りかすしか保存されていない、と辛らつな批判を浴びせている⁽¹⁵⁾。更にフランク・ボールズ（Frank Boles）とマーク・グリーン（Mark A. Greene）は、ジェンキンソンが前提としているのは19世紀のイギリス官僚の合目的性、機能性であり、それは20世紀後半にあってはもはや幻想以外の何ものでもない、という⁽¹⁶⁾。

このように、ジェンキンソンの理論は現代においては全く通用しないものであるとの批判も多く表明されてきた。また、ジェンキンソン理論の不十分な点を克服しようとして登場してきたのがシェレンバーグの体系的な評価選別論であったといえる。しかし、ジェンキンソンの立場の核にあるのはむしろ、アーカイブズがどのようなコンテキストの中で作成・管理されてきたか、証拠としての価値が損なわれていないかに焦点を当てるといふ視点である。この考え方が、次でみるように近年再び注目されているのである。

3.2.2 電子記録をめぐる議論

電子記録の登場を背景に、近年アーカイブズ学の文献において頻繁に用いられる語の一つが「脱保管」(post-custodial)である⁽¹⁷⁾。これまでのアーカイブズ管理においては、アーカイブズを物的存在として扱うことが当然の前提になっていた。収集・移管・配架・保存などといったアーカイブズ管理の各領域においては、ものとしてのアーカイブズをどうしたら適正に管理できるかが大きなテーマとなっていた。その意味で文書館はあくまで「保管庫」(custody)としての役割が第一とされてきたのである。なかでも評価選別については、保管庫の容量には限りがある、という物理的な課題が、議論を生み出すそもそもの要因になっていた。現用記録と非現用記録を区分することも、オフィスのスペース・コストの削減が大きな目標として位置づけられていた。

しかし、電子記録においては、はじめから記録を「もの」としてとらえるのではなく、まず「情報」としてとらえるべきであるとの議論が、海外のアーカイブズ界においては主流になりつつある。その主な要因として、ここでは以下の5点を挙げておく。

1) 記録が占める物理的スペースの縮小

電子記録の管理においては、記録の全体量がどれほどを占めるか、それがオフィスのスペースをどの程度圧迫するか、といった点は、紙記録と比べればあまり重要な課題ではなくなる。

2) 作成の容易さ

コンピュータの普及と高性能化によって、人間は記録を従来よりもはるかに高速かつ大量に作り出す能力を獲得した。このため、記録の占める物理的なスペースは縮小したとはいえ、コンピュータ上に蓄えられる電子記録の量は紙記録と比較しても膨大になる。記録管理の課題の焦点は、記録の物理的な量との格闘の側面から、

膨大な情報としての記録との格闘の側面に移り変わりつつある。

3) 複製の容易さ

全く同一のデータが、いくらでもコピーできるのが電子記録の特徴である。これによって電子記録は、作成の容易さともあいまって膨大な量となる。また、記録の「原本性」をどのように保証するか、改ざんをどう防ぐか、が大きな課題になってくる。

4) 廃棄の容易さ

電子記録の廃棄はワンクリックで済む。廃棄作業の心理的・肉体的負担が軽くなることから、アーカイブズとなるべき記録であっても、文書館がそれを認識する以前に廃棄されてしまう危険性が増す。文書館はアーカイブズの移管をただ受身で待っているべきではなく、現用記録の管理にも積極的に介入すべきことは以前から指摘されていたが、電子記録の時代にはそれは必須の業務になる。ここから、記録作成段階での評価選別という発想が生まれる。

5) ネットワークを経由した高速で自由度の高い流通

例えば、ある企業のコンピュータすべてがLANで接続されている場合、イントラネット上で共有されている電子記録はどこで管理されているというべきであろうか。サーバーが存在する場所(部屋)にあると一応はいえるだろうが、その記録は社内のどこからも目の前のパソコン上に即座に呼び出すことができる。移し換えも置き換えも必要ない。文書館にとっても、非現用となった記録がすべて文書館へ物理的に移管されているかどうかにかかわらず必要はなくなる。仮にアーカイブズとなるべき記録がオフィスのサーバー内にそのまま分散して保持されていたとしても、それが適正に管理され、長期的に保存され、いつでもアクセスできる状態が保持されていけばよいのである。物理的な集中管

理から、リモート・コントロールへの転換である。このように、ネットワーク上の電子記録を管理する場合、利用頻度や管理主体によって記録を保存する場所を変える必要性は少なくなる。図書館にとってむしろ重要になる仕事は、長期的に保存されるべき記録が確かかつ一定程度は自動的に保存されるための電子記録管理システムを構築することであり、そのためにはアーキビストはシステムの設計段階から関与し、図書館の立場からの意見を述べなくてはならない。

以上のような要因から、アーカイブズ管理はもはや物的存在としてのアーカイブズの扱いに重点を置く段階から、情報管理の手法を取り入れた領域へと脱皮すべきである、というのが「脱保管」論者達の主張である。

それでは、アーカイブズ管理を情報管理としてとらえた場合、どのようなテーマが主軸になってくるのであろうか。電子記録の場合、それが完全で、真正であり、信頼できるものであることの保証が、極めて重要な問題となってくる。紙の記録と比較して、電子記録は改ざんされやすいなどの特徴があるからであり、それらの要件が保証されない限り、紙記録と同じような証拠能力を電子記録はもたないということになってしまう⁽¹⁸⁾。この電子記録の「完全性」「真正性」「信頼性」といった要件をいかに満たすかが、電子記録をめぐる議論の中心的課題になっている⁽¹⁹⁾。

そこで見直されてきた概念が、「メタデータ」(metadata)である。記録の作成者、更新履歴、作成ソフト名などといったメタデータがその記録自体に付属していない限り、記録の証拠性が完全に保持されているとはいえない。そこで、このメタデータを確実に付与できる記録管理システムを構築することが、電子記録においてはますます重要な課題となってきた。いいかえれば、記録の

「コンテンツ」ばかりでなく、「コンテキスト」を重視する傾向である。海外のアーカイブズ界では、電子記録の証拠性確保のためのメタデータ付与のあり方をめぐって、いくつもの研究プロジェクトや実践が積み重ねられつつある⁽²⁰⁾。

電子記録の登場は、単に新たな記録媒体が追加されたというにとどまらず、アーカイブズ管理の手法に根本的な変革を迫っているのである。こういった動向について、テリー・クックは以下のような発言をしている。

マーガレット・ヘッドストローム(Margaret Hedstrom)とデイビッド・ベアマンは、アーカイブズ記録を実際に収蔵することに注力することから、政府と企業の相互につながれたすべてのコンピュータに残された記録をリモート・コントロールすることに転向して「アーカイブズを再生」させることを提言したのである。そのようになれば、アーキビストは、昔の学芸員がやっていたように実物としての対象物に対してかかわっていくようなことは減って、組織の電算情報システムにおける「記録の特性(recordness)」の意味を守ること、言い換えれば、証拠の意味を守るために、中央に集中している組織の行動の管理により多くかかわることになるであろう。[焦点がこのように変わっても]、脈絡の関係性を理解し、解明するというアーキビストの役割の本質に変わりはないのである⁽²¹⁾。

3.3 マクロ主義

3.3.1 ハンス・ブームスの理論

ドイツのアーキビストであり、国際文書館評議会(ICA)の会長も務めたハンス・ブームス(Hans Booms)が、1972年の論文で発表した評価選別についての議論を、安藤正人は「能動的記録評価選別論」と呼び、ブームスの以下の説明を紹介して

いる。

現代の記録が将来どんな価値をもつかなどということは、いくら純理論的に考えてもわかるはずがない。そういう方法でなく、今の記録を未来に伝えるのだから、現在の情報世界を規定している価値体系そのものの中から客観的な評価の方法論を見いだすべきである。……記録史料の保存の目的は、この多元的な構造を持った現代社会における人々の生のさまざまな側面を、合理的な方法で総体的に未来に伝えていくことにある。(中略)

何を保存するか判断は、結局アーキビストを取り巻く社会的・政治的環境によって形作られている価値体系が決定要因にならざるをえない。よって歴史家は、史料を利用する際、評価選択を行ったアーキビストがどういう環境のもとで仕事を行なったのかを理解する必要があるし、アーキビストはどのような原則で選択を行なったのかを明確に示しておく義務がある。(中略)

評価にあたって、アーキビストは未来の歴史家が何を見たがるかなどということを考える必要はない。評価選別とは、現代の価値を反映した記録を創造することであり、アーキビストの任務とは、現在の社会の最大限の姿を最小限の文書で未来に伝えることなのである⁽²²⁾。

以上の観点から、ブームスは社会学における「社会過程」(social process)の概念を援用しながら、次の2段階による評価選別の方法論を提唱している。

- 1) 記録の背景にある社会過程の分析と価値付け
社会構成集団の分析によって、社会発展過程の全体像を把握し、個々の歴史事象や出来事の

価値序列を見極めることである。

2) ドキュメンテーション・プランの構築

様々な社会集団の中に表れる人間の生活の総体を未来に伝えるためには、どのような記録を残せばよいかと、いうモデルの設定である。この構築にあたっては、社会過程の分析から引き出した歴史事象などの序列をできるだけ反映させなければならない。

こういった方法論提唱の背景にあるブームスの問題意識は、彼の論文の中の次の部分に如実に表明されている。

もし、アーカイブズ評価に正当性を与えるような資格のある誰かが、あるいは何かがあるとすれば、それは社会自身であり、その表現としての世論である。もちろんそれは世論を自由に展開することが許されることを前提にしたうえでのことである。市民と世論こそが公共の行為を承認し、社会的政治的過程に道筋をつけ、政治的権威者に正当性を与えるのである。アーカイブズ評価に正当性を与えるのも当然世論なのではないだろうか？世論がアーカイブズ評価の過程に基本的な方向づけをすることはできないのであろうか？⁽²³⁾

こうしたブームスの視点について、テリー・クックは次のように要約する。

ブームスの洞察の本質は、「重要性」を決める価値を生み出すのは、シェレンバーグのいう専門家の利用者でもなく、またジェンキンソンのいう国の行政者でもなく、それは社会でなければならず、したがってアーカイブズの重要性もアーカイブズとして残されるのも社会が定めなければならない、ということにあった⁽²⁴⁾。

アーカイブズの価値の決定主体を「社会全体」とする「マクロ主義」の視点である。このブームの主張は、次項で述べる「巨視的評価」(macro appraisal) の理論に大きな影響を与えた。

3.3.2 巨視的評価論

これは、目の前の記録の山をどうするかということを考えるよりも、社会全体、組織全体の中でどのような記録を残していくべきなのかを考えることのほうがそもそも先なのではないか、という考え方である。膨大な文書箱の山を目の前にすると、この中からいったい何を保存すればいいか、箱を一つ一つ開けて調べていかななくては、と考えるのが普通である。だが、それをやるより前に考えるべきは、われわれの大学はどのような記録を残していくべきなのか、トップダウンの視点から、マクロな視点から考えることだとするのが、巨視的評価論の基本的概念である。

巨視的評価の理論に沿った形で、カナダ国立公文書館（現在はカナダ国立図書館公文書館）における評価選別の手順を具体化したのがテリー・クックである。それによれば、第1に行われるのは、ある団体内部の各組織や業務の優先順位を明確化することである。特に重要な仕事とは何か、特に重要な組織とはどこかを明確化して、そこの記録は優先的に残すということになる。これは、「記録」の評価選別というよりは「業務」「組織」の評価選別に近い。だが、それでは個別の記録の評価選別はしないということではなく、最終的にはミクロな単位の記録の評価選別もしていく。けれども、最初にやるべきは、その団体全体の中でどのような記録を残していくべきなのかについての検討である、という考え方である。なお、組織や業務を分析し、それらの優先順位を明確化するための様々な手法が経営学や行政学において開発されているが、巨視的評価論によれば、そのような分析こそアーキビストの専門性が発揮される局面

である、ということになる。これは、二次的価値の評価にアーキビストの専門性を見出すシェレンバークの理論との違いが際立つ点である。

マクロな視点ということに関連して、カナダで提唱されているのが「トータル・アーカイブズ」(total archives) の理論である。カナダの政府機関によって作成された記録だけではなく、カナダの社会全体にとって残していくべき記録は何なのかを考えると、政府機関によって作成された記録だけではそのすべてをカバーできないため、民間にある記録の保存もきちんと考慮に入れなければならない、という考え方である。実際、カナダ国立公文書館では政府機関の記録だけではなく、民間の記録も含めてカナダが残すべき記録遺産の全体像を考えているとのことであるが、この場合、一つの国立機関が集中的に国中のアーカイブズを収集・管理しているのではなく、あくまでも全国に存在する多様なアーカイブズの所在把握とネットワーク化が進められている点に着目すべきであろう。

4. まとめ：海外の動向をどうよむか

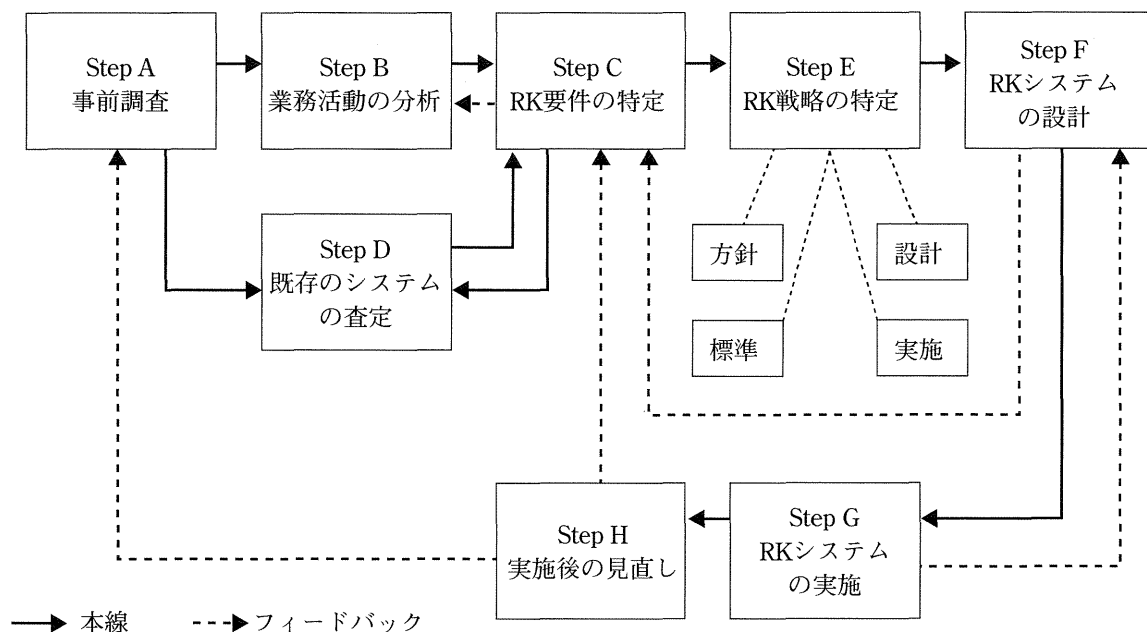
4.1 プロセス重視、システムづくり重視へ

以上、概略的ではあるが3つの考え方について述べてきた。最後にまとめとして、こういった海外の様々な理論動向を日本においてはどう読み込んでいくべきかについて考えたい。

まずいえるのは、評価選別の「プロセス」や「システムづくり」を重視しているということである。評価選別の「基準」をつくっていないというわけではないが、議論がそれだけにはなっていない。そういったプロセスについての議論が重視されているという点が読み取れるのではなからうか。

先に示した3つの主義と関連させていえば、内容主義の視点から、個々の記録の価値を判定していくことの意義は当然に失われておらず、いつの時代でもやっていかなければならないことであ

[図] オーストラリア連邦政府におけるレコードキーピング設計・実施の流れ⁽²⁵⁾



(「RK」は「レコードキーピング」の略)

る。また証拠主義についても、その考え方自体については電子記録の時代にあって重要性を増している。その上でマクロ主義は、ある意味では一番高い評価を与えられている。個々の記録よりも業務全体を見る視点、組織・社会全体を見る視点が重視されている。これはもともとカナダで出てきた理論であるが、その後、オーストラリアにおいても取り入れられて実践されている。

参考として、オーストラリアの連邦政府における記録管理システムの設計及び実施の流れを示した図を示した。このモデルはステップAからステップHまでの8段階によって構成される。図のようなフローによって記録管理システムを設計し実施しているが、この中のステップBとステップCが評価選別に当たるプロセスであるとしている。ある政府機関がどういった業務、どういった活動を行っているのかということの詳細に分析し(ステップB)、その中で、そこではどういった記録管理が必要なのかを特定する(ステップC)。この2つのステップがオーストラリア連邦政府にお

ける評価選別のプロセスに当たるとしている。一見わかりにくいのが、組織全体、そこで行われる業務全体を見て、その中でどういった業務が大事なのか、どういった活動をしているのかについての分析が重視されている一例ではないかと考える。

4.2 文書管理との連携

いずれにせよ、海外の理論から学ぶべきポイントの機軸となるのは、文書管理との連携を深める必要があるという点であろう。従来、レコード・マネジメントとアーカイブズ管理は別々のものとしてとらえられていた。ライフサイクル論では、オフィスにいる人々がレコード・マネジメントを行い、アーキビストが文書館という別の施設で別の仕事としてするのがアーカイブズ管理だとされてきた。しかし、単に連結している別々の仕事としてとらえるのではなく、そもそも両者は一体のプロセスであるとして、その全体を「レコードキーピング」(recordkeeping)と呼ぼう、という考え方がオーストラリアで登場し、国際的にも支持

を集めつつある。このレコードキーピングという新しい用語については、オーストラリアのアーカイブズ学研究者であるアン・ペダーソンが作成した Web サイトで次のように説明されている。

- recordkeeping**：業務の完全かつ正確で信頼できる証拠を、記録情報の形で作成し、維持すること。以下の内容を含む。
- a. 業務における記録の作成と、適正な記録の作成を保証する手段
 - b. レコードキーピング・システムの設計、稼働、運用
 - c. 業務上使用される記録の管理（伝統的なレコード・マネジメントの領域）とアーカイブズの管理（伝統的なアーカイブズ管理の領域）⁽²⁶⁾

つまり、記録管理システムの設計の段階から、レコード・マネジメント、更にアーカイブズ管理までをすべて包含するのが、レコードキーピングの概念である。このような考え方は、今後の日本の社会の中で評価選別を考えていく際にも示唆に富むのではないだろうか。

5. おわりに

2006年10月17日から10月20日にかけて東京で開催された、第2回アジア太平洋アーカイブズ学教育国際会議「電子時代におけるアーカイブズ学研究とアーカイブズ学教育」の専門セミナーにおいて、基調講演を行ったイギリス・リバプール大学のキャロライン・ウィリアムズ（Caroline Williams）は次のように述べている。

アーカイブズについて学ぶ学生が身につけるべきなのは、‘archival mindset’なのである。これは、概念を明確化し、分析し、統合するとともに、身につけた知識を応用し、さ

まざまな状況において問題を解決できるようにするための能力である⁽²⁷⁾。

これは、直接的にはアーキビスト教育において教えるべき内容についての発言であるが、評価選別の問題を考える際にも重要な視点を提示しているといえよう。mindsetを辞書で調べると、「ものの見方」「(習性となった)考え方」「思考傾向」といった訳語が出てくる。評価選別はあくまで人間が行うものである以上、それを行う担当者が判断を行う瞬間にいかなる「ものの考え方」をする「思考傾向」があるのか、が重要なテーマになってくる。誤解を恐れずにいえば、評価選別を理論的に考えることの意義は、その理論の本質を把握した上で、それを自由自在に使いこなし、多様な現実に柔軟に対処できるような問題解決能力を身につけることにあるだろう。本稿は、それを考える際の枠組みについてごく大まかな提案を行ったものにすぎないが、これらの理論とのためまぬ往還の中でこそ、日本における、あるいは大学アーカイブズにおける評価選別実務の着実な深化と発展が成し遂げられると考えるものである。

本稿は、「大学所蔵の歴史的公文書の評価・選別についての基礎的研究」（科学研究費補助金（基盤研究（B））、課題番号17320094、研究代表者：西山伸）の成果の一部である。2005年度第2回研究会における筆者の発表の際には、参加者の皆様から多くの示唆に富むご教示をいただいた。また本稿は、筆者が2004年1月に駿河台大学大学院文化情報学研究科（当時）に提出した修士論文「連続体モデルにおける記録の評価選別：オーストラリアにおける事例を中心に」の内容を発展させたものである。筆者の指導教授であった同大学の広瀬順皓教授をはじめ、修士論文の作成にあたってお世話になった方々に感謝申し上げたい。

[註]

- (1) 本稿は、「大学所蔵の歴史的公文書の評価・選別についての基礎的研究」(科学研究費補助金(基盤研究(B))、課題番号17320094、研究代表者:西山伸)の2005年度第2回研究会(2006年2月24日、於・広島大学)における筆者の発表「諸外国における記録評価・選別論の歩み」の内容に基づいて作成した。
- (2) appraisalの別の意味を辞典で引くと「査定」などが出てくる。よってアーカイブズ学におけるappraisalの訳語は「評価」であるべきかもしれないが、実務上 appraisalは記録を「残すのか、捨てるのか」を決める行為に直結しており、日本語の感覚としては「選別」の方が分かりやすい。そこで日本の文書館界では、appraisalの訳語として両者を合わせた「評価選別」が多く用いられる。本稿もこの用語法に従った。
- (3) Cook, Terry. "Overview of appraisal: why are we here this week". Appraisal Seminar. Melbourne, Australia, 2000-03. the Records Continuum Research Group of Monash University. (online), available from <<http://www.recordkeeping.com.au/march99/terrycookoverview.html>>, (accessed 2006-09-30).
- (4) この部分の説明は、マイケル・ローパー、「マイケル・ローパー氏基調報告」『記録管理と文書館:第1回文書館振興国際会議報告集』ICA Mission 受入実行委員会編. 浦和. 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会, 1987. を主に参考にした。
- (5) 欧米においては通常、5%前後とされている。この点については例えば、青山英幸。「第5章 イギリスにおける記録管理」『記録から記録史料へ:アーカイバル・コントロール論序説』東京, 岩田書院, 2002. p.158; 168-169.
- (6) マイケル・ローパー。「記録のライフサイクル」『文化情報学』東京, 北樹出版, 2002, p.63.
- (7) Schellenberg, Theodore. "The appraisal of modern public records". *Modern archives reader: basic readings on archival theory and practice*. Daniels, Maygene F.; Walch, Timothy ed. Washington D.C., National Archives Trust Fund Board, 1984, p.57-70. に収録。
- (8) 訳語は、安藤正人。「第五章 記録評価選別論の現在」『記録史料学と現代:アーカイブズの科学をめざして』東京, 吉川弘文館, 1998, p.241. の表1を参考にした。
- (9) この2点については、神奈川県立公文書館の石原一則氏の御教示を得た。
- (10) Duranti, Luciana. "The concept of appraisal and archival theory". *The American Archivist*. Vol.57, Spring, 1994, p.338.
- (11) テリー・クック. 塚田治郎訳。「5. 過去は物語の始まりである—1898年以降のアーカイブズ観の歴史と未来へのパラダイムシフト」『入門・アーカイブズの世界—記憶と記録を未来に』東京, 日外アソシエーツ, 2006, p.136.
- (12) Jenkinson, Sir Hilary. *A manual of archive administration*. London, PercyLund Humphires Co.Ltd., reissue, 1965. p.149-151.
- (13) Duranti, Luciana. *op. cit.*, p.334.
- (14) 安藤正人。「記録評価選別論の現在」*op. cit.*, p.235-236.
- (15) Ham, F. Gerald. *Selecting and appraising archives and manuscripts*. Chicago, The Society of American Archivists, 1993, p.9.
- (16) Boles, Frank; Greene, Mark A. "Et tu Schellenberg? Thoughts on the Dagger of American Appraisal Theory". *The American Archivist*. Vol.59, Summer, 1996, p.303.
- (17) 「脱保管」の概念については、安藤正人。「アーカイブズ学の地平」『アーカイブズの科学(上)』東京, 柏書房, 2003, p.170-180. が詳しい。
- (18) 証拠性をめぐる紙記録と電子記録の相違については、小川千代子がイタリア・ウルビノ大学のマリア・グエルチオ教授による以下のような説明を紹介している。「紙の記録だと、紙の折り目、紙が入っていた封筒、封筒に貼り付けられた切手とその消印なんかで、記録そのものとは別にその記録が『ホンモノ』であることや、どの時点で作成・発送・送付受領されたものか等様々な情報が

- 苦もなく見出せるのに、電子記録になった途端にそんな情報を見つけることはとても困難になってしまう。これが電子記録の真正性の問題点なのですよ」。小川千代子。「電子記録のアーカイビング世界探訪：2 InterPARES プロジェクト：電子記録の長期保存要件国際調査」『行政&ADP』440, 2001, p.23-24.
- (19) 日本の総務省共通課題研究会では、電子文書の原本性確保のための要件として、「完全性」「機密性」「見読性」の3点が示された。共通課題研究会。インターネットによる行政手続の実現のために。2000。(オンライン), 入手先 <http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/a_01_f.htm>, (参照 2006-10-09).
- (20) 代表的なものが、カナダのプリティッシュ・コロンビア大学を中心とした InterPARES プロジェクトである。InterPARES とは「電子システムにおける永続的で真正な記録に関する国際的研究」(International Research on Permanent Authentic Records in Electronic Systems) の略語。詳しくは小川千代子. *op. cit.*, p.21-24. 及び InterPARES Project. (online), available from <<http://www.inter-pares.org>>, (accessed 2006-06-30).
- (21) テリー・クック. *op. cit.*, p. 159.
- (22) 安藤正人。「記録評価選別論の現在」*op. cit.*, p.246-247.
- (23) Booms, Hans. "Society and the Formation of a Documentary Heritage: Issues in the Appraisal of Archival Sources". *Archivaria*. 24, 1987, p.104.この部分はテリー・クックの前掲論文でも引用されており、訳文は以下によった。テリー・クック. *op. cit.*, p. 140.
- (24) テリー・クック. *op. cit.*, p. 140.
- (25) "Figure 1: The DIRKS methodology". DIRKS: A Strategic Approach to Managing Business Information. National Archives of Australia, 2000. (online), available from <<http://www.naa.gov.au/recordkeeping/DIRKS/DIRKSman/part1.html#fig1>>, (accessed 2006-09-30).
- (26) Pederson, Ann. "Archives & recordkeeping glossary". Understanding society through its records. (online), available from <<http://john.curtin.edu.au/society/glossary/index.html>>, (accessed 2006-09-30).
- (27) Williams, Caroline. "The archival educator: role, attributes, preoccupations and perceptions in a changing world". 第2回アジア太平洋アーカイブズ学教育国際会議「電子時代におけるアーカイブズ学研究とアーカイブズ学教育」専門セミナー。第2回アジア太平洋アーカイブズ学教育国際会議実行委員会編。東京, 2006-10, 第2回アジア太平洋アーカイブズ学教育国際会議実行委員会。東京, 2006, p. 52. 訳文は引用者による。